

体系区分	規 範
制定年月日	2024 年 4 月 1 日

# 職員行動規範

一般社団法人電力需給調整力取引所

## 制定・改正履歴

	制定・改正年月日	制定・改正内容および理由	備考
第1回	2024/4/1	制定	

# 目 次

第1条 目的	1
第2条 職員の定義	1
第3条 基本的義務	1
第4条 守秘義務	1
第5条 知的財産権の保護	1
第6条 中立性，公平性確保義務	1
第7条 利害関係者との接触に際しての禁止事項	1
第8条 違反に関する情報の報告	2
第9条 その他の義務	2
第10条 有価証券等の売買に関する事項	2
第11条 違反に対する処分	2
第12条 誓約書の提出	2
付則	3

(目的)

第1条 本法人の職員（以下、「職員」という）は、本規範の定めを遵守し、良識を持って行動するものとする。

(職員の定義)

第2条 本規範における職員とは、本法人に所属する従業員、出向職員、派遣社員等を含む全ての職員をいう。

(基本的義務)

第3条 職員は、社会的な良識ならびに倫理観に従うとともに、関係法令および本法人の定める規程類を遵守しなければならない。

2 職員は、本法人の業務遂行にあたり、中立性、公平性に常に留意し、社会的信頼の確保、維持に努めなければならない。

(守秘義務)

第4条 職員は、職務上知り得た、本法人に関する情報、取引会員に関する情報その他の本法人の業務運営に関する機密情報および個人情報を第三者に開示もしくは漏えいし、または自己の業務の遂行以外の目的のために利用してはならない。離職後（出向職員については出向解除後）においても同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であったもの、または既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、その責めによらず公知となった情報
- (3) 機密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 開示者が機密保持義務を課することなく第三者に開示した情報

(知的財産権の保護)

第5条 職員は、特許権や著作権等の知的財産権を尊重し、外部情報の入手、利用に際しては適切な手段でこれを行う。

2 職員は、本法人の業務上創造された知的財産権に関しては、その権利を的確に保護しなければならない。

(中立性、公平性確保義務)

第6条 職員は、特定の利害関係者に対して利益または不利益となる行動その他の差別的取扱いをしてはならない。

2 出向職員は、職務遂行に関して出向元の指示を受けてはならない。

(利害関係者との接触に際しての禁止事項)

第7条 職員は、職務遂行上直接利害関係のある会員、発注先、委託先、その他法人・個人から、社会通念の範囲を超える過剰な接待、利益や便宜の供与等を受けてはならない。

2 前項にて禁止されない範囲内においても、その内容につき疑義の生じるおそれがある場合には、事務局長またはその指名する者（以下、「責任者」と総称する）に事前に届け出て、その了承を得なければならない。やむを得ない事情により事前に届け出ることができない場合には、事後、速やかに報告しなければならない。

3 前2項の規定は、出向職員が出向元で受ける福利厚生等については適用しない。

（違反に関する情報の報告）

第8条 職員は、他の職員のその遵守すべき事項への違反があるとの情報を得た場合には、これを速やかに、かつ内容を改変することなく責任者に報告しなければならない。

（その他の義務）

第9条 職員は、第3条ないし第8条に定めた作為・不作為の義務に加えて、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（1）自らの経歴等を詐称しないこと。

（2）故意または重大な過失により本法人に損害を与えた場合は、その責めを負うこと。

（3）勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと。

（4）許可なく、職務以外の目的で、本法人の施設・物品等を使用しないこと。

（5）職務に関連して自己の利益を図らないこと。

（6）許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。

（有価証券等の売買に関する事項）

第10条 職員は、有価証券等への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務または財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合に、当該有価証券等の新規取得あるいは処分を行ってはならない。ただし、相続により取得する場合および出向職員が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。

（違反に対する処分）

第11条 職員にその遵守すべき事項への違反があると認められる場合においては、事務局長が指名した委員により構成される調査委員会を設置して、本人からの事情聴取を行う等の実情調査を行い、その結果を事務局長に報告する。

2 前項の調査の結果、違反の事実が明らかになった場合は、理事会は、当該職員に対して必要な措置を講じるものとする。

（誓約書の提出）

第12条 職員は、本規範の趣旨を理解した上で、これを遵守する旨の誓約書を責任者に提出しなければならない。

付 則

本規範は、2024年4月1日から施行する。

以 上